

平成20年10月28日

竺原光江殿

東京地方裁判所事務局総務課長 [REDACTED]

あなたから提出された8月28日付けの審査請求書等を拝見しましたが、あなたが審査請求に係る処分として挙げる東京地方裁判所の [REDACTED] 裁判官の不作為は、いずれもあなたの申入れ（7月23日付け「質問及び要望書」）について、法令に基づく応答義務を負わない裁判官が、これに応じなかったことを捉えて不作為とするものであって、行政不服審査法上の審査請求の対象となる不作為には当たりません。

したがって、当庁は、上記審査請求書に対する回答はできかねますので御了承ください。